

「第18回農作物病虫害防除フォーラム」総合討論概要

開催日時：平成24年9月11日（火）14:30～17:30

開催場所：農林水産省講堂（本館7階）

参加者：都道府県、地方農政局、民間団体 等 計186名

1 都道府県におけるマイナー作物の農薬登録拡大の実施体制について

- 農薬登録の適用拡大においては、都道府県の協力による試験データの作成が必要である。特にマイナー作物においては、都道府県が主体となって試験を実施することが多く、都道府県の取組が重要である。
- 農薬登録にあたっては、農薬メーカーが販売戦略等を考慮し、農薬登録を実施する。また、剤の特性やこれまでの試験結果等、農薬メーカーが様々な情報を有している。このため、都道府県が農薬登録拡大の試験に取り組む際には、農薬メーカー等関係者と事前に十分な調整を行うことが重要である。
- これらマイナー作物の農薬登録拡大のため、関係者と協議会を設置している県もあり、関係者の利害調整、情報交換の場として活用されている。担当者の異動もあるため、仕事の継続性の面から考えても、協議会の果たす役割は重要である。
- 農薬登録に必要なデータの作成には、基本的に複数カ所での試験が必要であり、都道府県間の協力も重要である。都道府県の取組がここ数年少なくなってきたおり、国が事務局を担っている中央協議会における都道府県間の協力体制の構築がますます重要になっている。

2 農薬登録拡大の推進に向けた取組について

- 農薬登録拡大に向けたマンパワーと必要経費の確保が重要であり、マンパワーについては、都道府県におけるOJT研修等を活用した積極的な人材育成に努め、必要経費についても、国の事業等の活用や受益者の一部負担などにより、確保に努めていきたいとの意見があった。
- 農薬登録拡大に向けては残留基準値が大きな課題となっており、農薬メーカーには、ADIの何%かをマイナー作物に割り当てるなどの配慮を願うとの意見もあった。